

# 神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会（第2回）

## 次 第

日時：令和5年5月25日（木）14時～16時30分

会場：県立スポーツ会館 2階 A会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

(1) 神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針（素案）について

ア 本編

イ 実践事例集

### 3 そ の 他

次回開催予定について

### 4 閉 会

#### <配付資料>

資料1 神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針（素案）

資料2 神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針 実践事例集（素案）

資料3 部活動の地域移行に係る県の方針の策定に向けた考え方

資料4 神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針（仮称）素案作成に係る議論の論点

## 【委員出席者一覧】

	団体名	役職	氏名
1	神奈川県中学校文化連盟 (横浜市立若葉台中学校 校長)	会長	高良 理
2	神奈川県中学校体育連盟 (川崎市立京町中学校 校長)	会長	後藤 建人
3	神奈川県公立中学校長会 (相模原市立大野南中学校 校長)	会長	宮坂 賀則
4	神奈川県PTA協議会	執行役員	岩地 靖彦
5	神奈川県教職員組合	執行委員長	島崎 直人
6	神奈川県市町村教育長会連合会 (大和市教育委員会 教育長)	会長	柿本 隆夫
7	神奈川県都市教育長協議会 (南足柄市教育委員会 教育長)	副会長	飯山 敏明
8	神奈川県町村教育長会 (山北町教育委員会 教育長)	会長	石田 浩二
9	神奈川県都市スポーツ推進連絡協議会 (海老名市文化スポーツ課 課長)	会長	宮澤 健司
10	神奈川県町村体育振興連絡協議会 (愛川町教育委員会スポーツ・文化振興課 課長)	会長	齋藤 潤
11	公益財団法人神奈川県スポーツ協会	専務理事	田中 不二夫
12	大和市体育協会	副会長	瀧本 幸文
13	開成町スポーツ協会	会長	露木 重雄
14	神奈川県スポーツ推進委員連合会	会長	川口 勇喜夫
15	一般社団法人神奈川県総合型スポーツクラブネットワーク (NPO法人高津総合型スポーツクラブSELF 事務局長)	理事・ 事務局長	菊地 正
16	一般社団法人日本フィットネス産業協会		欠 席
17	神奈川県吹奏楽連盟	事務局長	三ヶ田 篤
18	桐蔭横浜大学	教授	佐藤 豊

## 【事務局出席者一覧】

	局名	役職	氏名
1	国際文化観光局	副局長	田熊 徹
2	スポーツ局	スポーツ課長	田中 浩二
3		スポーツ課 管理担当課長	矢島 裕久
4		県立スポーツセンター 事業部長	小谷 昭彦
5	教育局	教育参事監	濱田 啓太郎
7		支援部長	古島 そのえ
8		保健体育課長	磯貝 靖子
9		子ども教育支援課長	長田 裕一郎
10		県西教育事務所指導課長	長谷川 ゆき

素案(案)

# 神奈川県公立中学校における部活動 の地域移行に係る方針(仮称)

令和5年〇月

神奈川県教育委員会

# 目次

I はじめに		
1	方針策定の経緯・趣旨	1
2	方針の性格	1
3	方針の対象	1
II 神奈川県内の公立中学校における部活動を取り巻く現状		
1	少子化の進行状況とその影響	2
	(1)学校数、生徒数、部活動数等の推移	2
	(2)生徒のニーズと教員の負担感	3
2	神奈川県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の状況	6
	(1)県内の総合型地域スポーツクラブの状況	6
	(2)県内のスポーツ少年団の状況	6
	(3)県内のスポーツ指導者数の状況	7
	(4)県内の体育・スポーツ施設の状況	7
	(5)県内の文化施設の状況	8
	(6)地域学校協働活動の状況	8
III 本県における地域移行について		
1	基本的な考え方	9
	地域移行を進める体制づくり	9
2	(1)協議会等の検討体制の整備	9
	(2)指導者の確保	10
3	段階的な地域移行に向けた取組	11
	(1)適正な運営体制の整備	11
	(2)地域クラブ活動に係る費用、保険	12
4	大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保	13
IV	地域移行に向けて	14

# I はじめに

## 1 方針策定の経緯・趣旨

- 部活動は、学校教育の一環として、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術 振興を担うとともに、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、少子化の進展により、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。
- こうした中、国は、休日の部活動を段階的に地域へ移行することとし、「部活動の地域移行に関する検討会議」からの提言からを踏まえ、平成 30 年に策定したスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）として令和 4 年 12 月に全面改定した。
- 国のガイドラインの「I 学校部活動」（以下「I 章」という。）は、中学校（義務教育学校後期課程、中等教育格好前期課程、特別支援学校中等部含む）及び高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部含む）を対象とし、II 以降の各章は、公立の中学校を主な対象としている。県は、I 章に相当する内容については、平成 30 年に「神奈川県部の活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）として定めていることから、国のガイドラインの改定を踏まえ、県方針の一部を改定した。
- 一方、国のガイドラインのうち、II 以降の各章は、中学校の部活動の地域移行を円滑に進めるために必要な対応に関し、国の考え方を示したものである。県としても、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境の整備に向けた考え方や対応の方向性を示し、円滑に取組を進めていく必要があることから、新たに「神奈川県公立中学校の部活動の地域移行に関する方針」を策定するものである。

## 2 方針の性格

- 本方針は、国のガイドラインに則り、学校部活動が生徒にとって、望ましいスポーツ・文化芸術等の活動環境となるよう、その整備に向けた当面の間の考え方や対応の方向性を示すものである。
- この方針は、当面、国が示した令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間の改革推進期間を対象とする。
- 本方針について、改革推進期間における取組の進捗状況等を勘定し、適宜必要な見直しを行うこととする。

## 3 方針の対象

本方針は、公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。

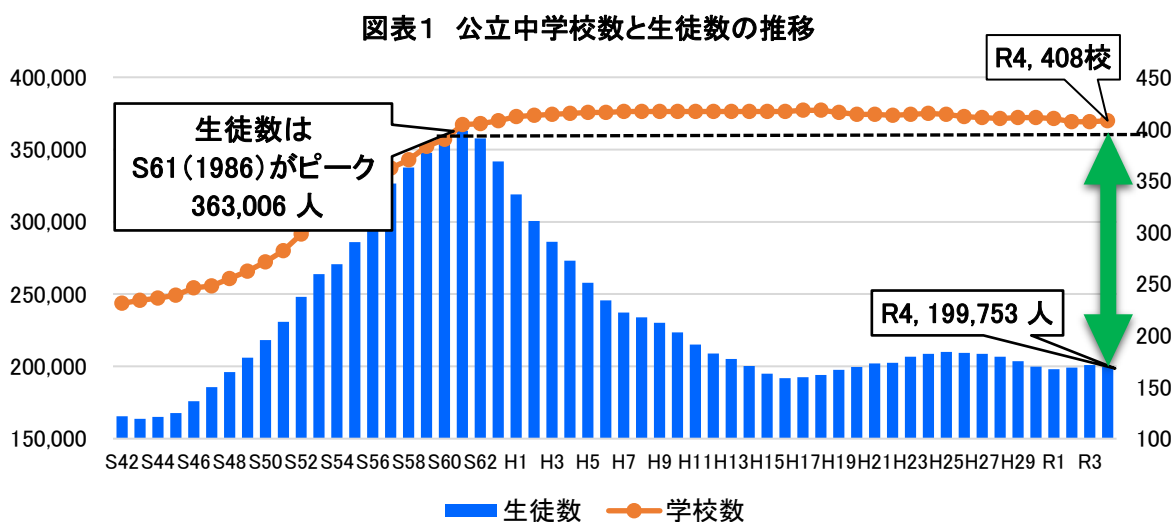
## Ⅱ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況

方針を策定するに当たり、県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況及び課題を整理します。

### 1 少子化の進行状況とその影響

#### (1) 学校数、生徒数、部活動数等の推移

- 少子化の進展により、県内の公立中学校等の生徒数は、昭和61年の約36万人をピークに減少している。(図表1)
- 県内の公立中学校の学校数は、生徒数の増加に伴い増えたが、生徒数が減少してもその数は大きく減少していないため、学校の規模は小さくなっている。(図表1)
- 生徒数の減少に伴い、学校ごとの設置部活動数が減少している。また、1部活動当たりの部員数も減少している。(図表2)
- 団体競技では、チーム編制ができないなどの理由から、日常の練習や大会参加を他校と一緒に「合同部活動」を設置する学校が増加傾向にある。(図表3、図表4)



(出典：県教育委員会「学校統計要覧」)

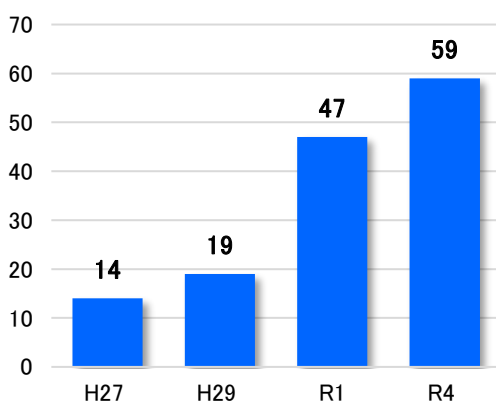
【図表2 地区別中学校部活動数、入部者数の10年での変化 [平成24年度と令和4年度との比較]】

		横浜	川崎	相模原	横須賀	湘南	中	県央	県西	全体
H24	部活動数	1,958	836	487	442	545	422	558	305	5,553
	1校当たりの部活動数	13.2	16.4	13.2	13.8	12.4	13.2	12.7	12.2	13.4
	1部当たりの部員数	25.4	23.4	23.7	20.4	23.7	22.6	24.7	19.9	23.8
R4	部活動数	1,893	836	468	370	541	419	533	250	5,310
	1校当たりの部活動数	12.9	16.1	12.6	11.6	12.0	12.3	12.1	11.4	12.9
	1部当たりの部員数	24.4	22.5	23.4	21.4	24.2	21.3	22.8	20.5	23.2

※ 部活動数は、同一競技で男女別で部を設置していない場合も、男女それぞれで計上した合計数。

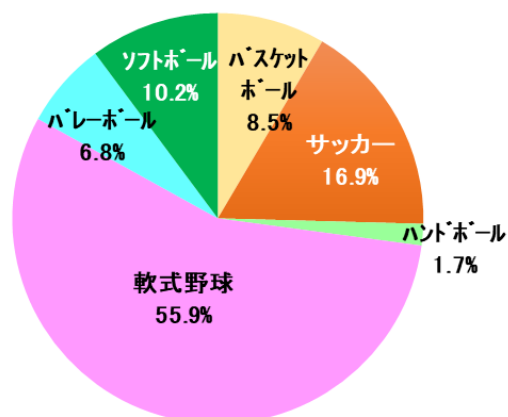
(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

【図表3 合同部活動設置校数の推移】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

【図表4 合同部活動を設置する部活動の割合(R4)】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

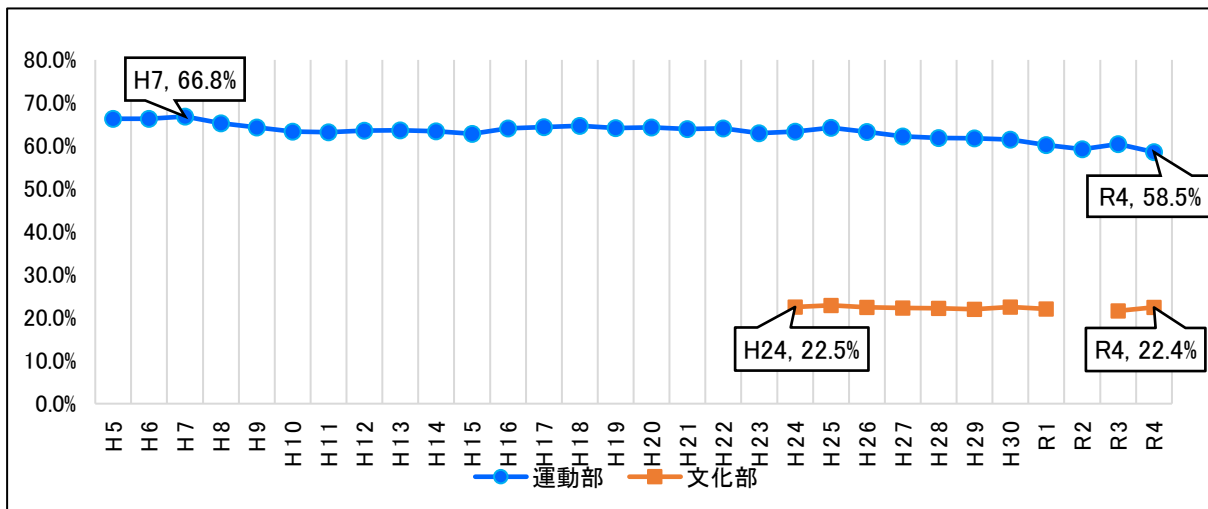
## 課題

- 各学校に設置されている部活動数が減ったことで、入りたい部活動が学校にないなど、生徒の部活動の選択肢が狭まり、多様な生徒のニーズに対応できなくなっていることが考えられる。
- 部員数不足で自校の生徒だけでの活動に支障が生じている部活動がある学校については、生徒が継続的に活動できる環境を整えていく必要がある。

### (2) 生徒のニーズと教員の負担感

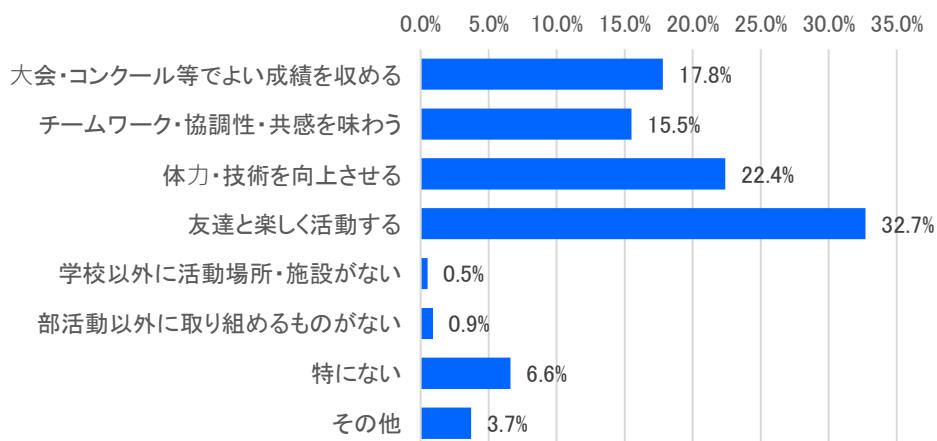
- 県内公立中学校における運動部活動の加入率は、平成7年度の66.8%をピークに緩やかに減少している。一方、文化部活動の加入率はほぼ横ばいを維持している。(図表5)
- 本県の中학생について、「友達と楽しく活動する」ことを部活動の目的として加入している生徒の割合が最も多い。一方、好成績を収めることを目的に部活動に加入している生徒は、2割に満たない。(図表6)
- 公立中学校の運動部活動の顧問教諭は、部活動を指導する上で長時間勤務を含めた勤務時間や生徒のニーズに応えられる技術指導、休日を実施されることが多い大会・コンクールの引率に伴う業務等について、負担感を感じている。(図表7)
- 公立中学校の運動部活動顧問教諭のうち、4割以上が競技経験のない部活動の指導を行っている。(図表8)
- 公立中学校教員の1週間当たりの平均在校時間は、いずれの職種も超過分が生じているが、特に総括教諭及び教諭では、約30時間も超過している。(図表9)
- 公立中学校教員の部活動指導に係る勤務時間は、勤務日は30分程度だが、週休日・休日は2時間22分と長時間となっている。(図表10)

【図表5 部活動加入率の年次推移】



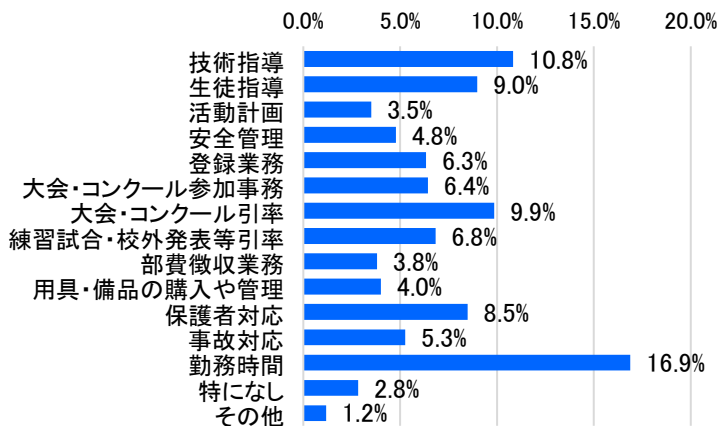
(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

【図表6 部活動の所属している最大の目的】

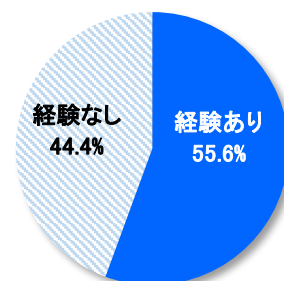


(出典：県教育委員会「中学校・高等学校生徒の部活動等に関する調査」(令和3年度実施))

【図表7 部活動を指導する上で負担に感じていること】



【図表8 顧問教諭の競技経験】

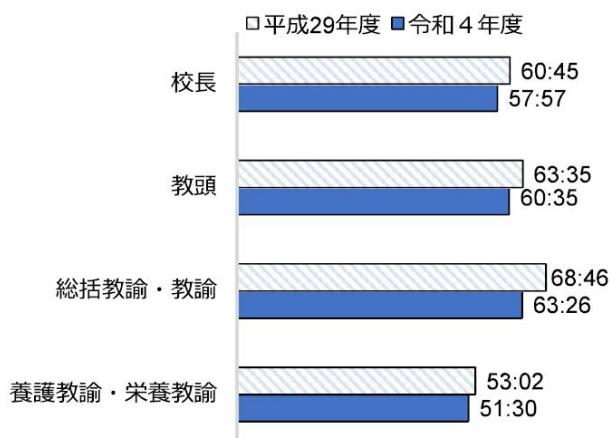


(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

(出典：県教育委員会「中学校・高等学校生徒の部活動等に関する調査」(令和3年度実施))



【図表9 1週間当たりの平均在校等時間】



(出典：県教育委員会「神奈川県公立学校教員勤務実態調査の集計結果(速報)について」/令和4年度)

【図表 10 教員一人当たりの業務内容別の在校等時間】

<中学校>

業務内容	勤務日	週休日・休日
児童・生徒の指導	9:19	2:59
うち部活動	0:38	2:22
学校運営にかかわる業務	1:15	0:07
外部対応	0:12	0:00
校外	0:16	0:01
その他	0:06	0:02

(出典：県教育委員会「神奈川県公立学校教員勤務実態調査の集計結果(速報)について」/令和4年度)

※ その他、

- ・恒常的に休日に部活動を行っている部活動数（運動部と文化部を分けて）
- ・兼職兼業制度を活用して休日の指導を行いたい教員数について、現状と課題を把握するために整理する必要がある。

## 課題

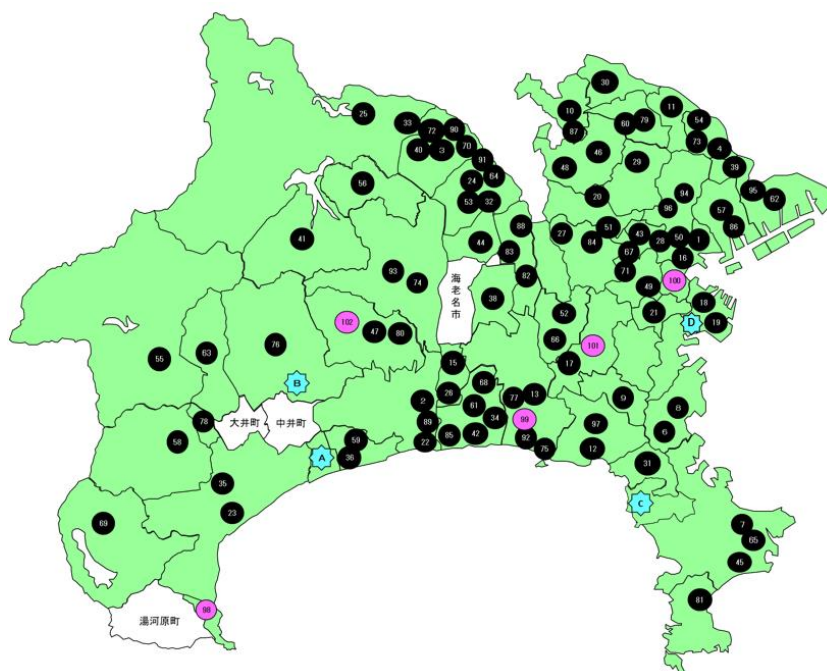
- 同じ部活動の中でも、競技志向が強い生徒とエンジョイ志向が強い生徒が混在していることが考えられ、顧問教諭には、それぞれの目的に見合う指導が求められている。
- 競技志向の強い生徒には、専門的な指導が受けられるよう、また、指導経験のない顧問教諭の負担軽減が図れるよう、学校における顧問決定に当たっては、教員の意向や事情等を十分勘案するとともに、部活動指導員など外部人材の活用を積極的に進めていく必要がある。
- 顧問教諭は部活動の指導に係る長時間勤務や休日勤務を含めた勤務時間について負担を感じていることから、休日の部活動指導や、大会、コンクール等の引率に必ずしも教員が従事しない体制づくりが必要である。

## 2 神奈川県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の状況

### (1) 県内の総合型地域スポーツクラブの状況

- 県内における総合型地域スポーツクラブ（※1）の数については、創設済みが99箇所、創設準備中が3箇所であり、クラブのない自治体は令和5年3月の時点で4自治体となっている。（図表11）

【図表11 県内の総合型地域スポーツクラブの設置状況】



（出典：県スポーツセンター調べ《令和5年3月時点》）

- ※1・・・ 総合型地域スポーツクラブは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブとして、平成7年度から育成が開始された。

### (2) 県内のスポーツ少年団の状況

- 県内におけるスポーツ少年団（※2）の数については、令和4年10月時点で合計団数は332、団員数は6,826人であり、その内男子が4,652人、女子が2,174人と男子の団員が多い状況となっている。（図表12）

【図表12 県内のスポーツ少年団の登録状況】

団数	団員数		
	男子	女子	計
332	4,652	2,174	6,826

（出典：公益財団法人神奈川県スポーツ協会「令和4年度 日本スポーツ少年団登録（市町別：団数、団員数、指導者数、役員・スタッフ数）」《令和5年2月1日時点》

- ※2・・・ 日本スポーツ少年団は、昭和37（1962）年に「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に創設された。

(3) 県内のスポーツ指導者数の状況

- 県内の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録者数は 11,647 人、そのうちスポーツ指導者基礎資格登録者は 497 人、競技別指導者資格登録者は 9,365 人である。(図表 13)

【図表 13 県内の公認スポーツ指導者資格保持者】

総数	スポーツ指導者基礎資格	競技別指導者資格											その他資格		
	コーチングアシスタント	合計	小計	スタートコーチ			小計	コーチ				小計		教師	
				スポーツ少年団	教員免許所持者	競技別		コーチ1	コーチ2	コーチ3	コーチ4			教師	上級教師
11,647	497	9,365	170	125	14	31	8,896	6,198	637	1,547	514	299	232	67	1,785

(出典：公益財団法人日本スポーツ協会「公認スポーツ指導者認定者数都道府県別一覧」より抜粋(令和4年10月1日付))

(4) 県内の体育・スポーツ施設の状況

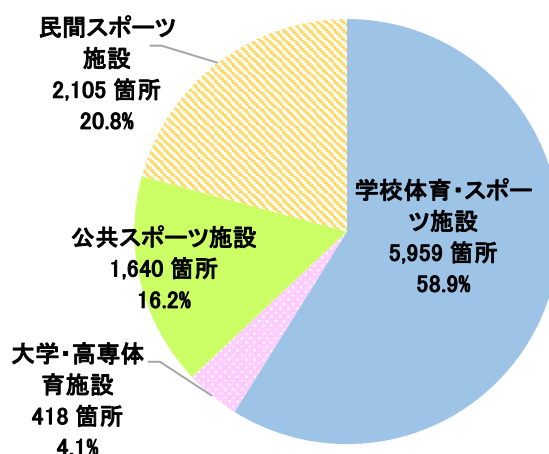
- 県内の体育・スポーツ施設の約6割は、学校の体育・スポーツ施設が占めている。県内中学校の部活動数と比べても、学校以外の施設数は十分とは言えない状況である。

【図表 14 県内の体育・スポーツ施設の設置状況】

総数	学校体育・スポーツ施設					大学・高専体育施設	公共スポーツ施設			民間スポーツ施設
	計	小学校	中学校	高等学校等	専修・各種学校		計	公立社会教育施設に付帯するスポーツ施設	社会体育施設	
10,122	5,959	2,535	1,697	1,667	60	418	1,640	55	1,585	2,105

(出典：政府統計ポータルサイト e-Stat「令和3年度体育・スポーツ施設現況調査」内のデータを集計)

体育・スポーツ施設数



## (5) 県内の文化施設の状況

- 各地域において文化芸術活動等が実施可能な公民館などの社会教育施設は、県内中学校の部活動数と比べても、学校以外の施設数は十分とは言えないため、地域への移行後も、文化部活動の拠点としては学校施設を利用する必要がある。

【図表 13 公民館及び類似施設の設置状況】

	横浜地区	川崎地区	相模原市	横須賀地区	湘南地区	中地区	県央地区	県西地区	計
公民館	0	13	32	3	24	45	33	6	156
類似施設	1	1	12	26	20	16	46	17	139

※「公民館」は社会教育法第21条に該当する施設

(出典：神奈川県公民館連絡協議会「市町村立公民館及び類似施設の設置状況の調査結果/令和4年度」)

【図表 14 県内の劇場、音楽堂等数】

	計	県施設	市町村施設	民間施設
劇場、音楽堂数 <sup>※</sup>	71	4	62	5
下段は指定管理施設内数		57	4	53

※ 地方公共団体、独立行政法人及び公益法人・営利法人等が設置する劇場、市民会館、文化センター等で音楽、演劇、舞踊等主として舞台芸術のための固定席数300席以上のホールを持つ施設

(出典：文部科学省令和3年度社会教育調査(令和3年10月1日現在))

## (6) 地域学校協働活動<sup>※</sup>の状況

- 各市町村においては、地域学校協働活動における児童生徒の体験活動の一環として、各種スポーツ活動のほか、伝統芸能やフラワーアレンジメントをはじめとした各種文化芸術活動が実施されている。

※ 地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

## 課題

- 総合型地域スポーツクラブについては、クラブがない自治体があることや市町村ごとにクラブ数の偏りがあることから、地域ごとに設置状況が異なる。
- スポーツ・文化施設ともに、県内中学校の部活動数と比べて、学校以外の施設は十分ではないため、地域クラブ活動の拠点においても、学校施設を利用することが想定される。

### Ⅲ 本県における地域移行について

#### 1 基本的な考え方

公立中学校における休日の部活動の地域への移行を進めるに当たり、次の4点を基本的な考えとして取組を推進する

- これまでに培ってきた学校部活動の意義を継承しながらも、子どもたちが生涯にわたりスポーツや文化芸術活動等に親しむことができるよう、持続可能な活動ができる環境を整備していく。また、部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、休日に教師が、部活動の指導に携わる必要がない環境の構築を目指す。
- 教育委員会やスポーツ・文化関係団体、保護者、民間企業等の連携・協力のもと、まずは公立中学校の休日の部活動について、部活動指導員や外部指導者の活用等による地域連携や地域クラブ活動への移行を進める。
- 地域ごとに部活動指導の人材や施設等の地域資源、生徒規模等の実情や課題は様々であることから、各地域の実情に応じ、多様な手法の中からそれぞれの地域に適した方法を選択し、できることから取組を進める。
- 県は、積極的に取り組む市町村の先行事例を他の市町村にも波及させることで、県全体の地域移行を推進する。

#### 2 地域移行を進める体制づくり

##### <目指す姿>

すべての公立中学校の生徒が、持続的にスポーツや文化芸術等の活動を行うことができるよう、地域の新たな環境の整備を目指します

##### (1) 協議会等の検討体制の整備

##### 県の役割

- 首長部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等、学校関係者、保護者などからなる協議会等を設置し、新たなスポーツ・文化芸術団体等の環境の体制を構築し、取組を推進する。
- 地域クラブ活動が円滑に進むよう、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行の方針を策定、提示し、県内各地域の実情を踏まえつつ見直し・検討を図る。
- 市町村の首長部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等が、県内外の先行事例や県内各地域の状況を共有することのできる情報連絡会を開催する。
- 協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開し、県内市町村の状況や新たな取組について、県内関係者に広く周知を図り、積極的に取り組む市町村に対し、事業成果を波及させる。

#### 市町村の役割

- 首長部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等、学校関係者、保護者などからなる協議会等を設置し、新たなスポーツ・文化芸術等の環境を整備し、取組を推進する。
- 協議会等においては、ヒアリング等を実施し、ニーズや課題の把握に努める。
- 協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開し、周知を図る。
- 休日の学校部活動の段階的な地域移行が進むよう、方針等を策定する場合は、地域の実情を踏まえつつ、国のガイドラインや県の方針を参考にすることが望ましい。

#### 地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術等の環境の整備に参画する。
- 県・市町村が開催する協議会等に参加し、積極的に情報収集に努め、緊密な連携体制を構築する。

### (2) 指導者の確保

#### 県の役割

- 県スポーツ協会や各競技団体、各文化芸術団体等の協力のもと、各地域において専門性や資質を有する指導者を発掘・把握する。また、地域クラブ活動運営団体・実施主体が円滑に指導者の確保を行うことができるように、市町村の枠を越えた広域的な人材バンク等を整備する。
- 地域クラブ活動での指導を希望する教職員が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、各市町村教育委員会に規定や運用の改善についての情報を提供する。
- 地域クラブ指導者を対象に日本スポーツ協会・日本パラスポーツ協会公認指導者制度等の周知を行うとともに、地域クラブ指導者を対象とした研修を実施し、指導者の資質向上の取組を進める。

#### 市町村の役割

- 地域クラブ活動での指導を希望する教員等を把握するとともに、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善について検討を行う。
- 地域クラブ指導者を対象とした研修を実施するとともに、研修会への参加や資格の取得を促す等、指導者の資質向上の取組を進める。
- 地域クラブ活動での様々なトラブルに対する相談体制を構築する。
- 地域人材の中から、地域クラブ活動の指導員となり得る人材を発掘する。
- 参加者が居住する地域の特性等について、指導者が理解を深めるための取組を実施する。

#### 地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- スポーツ・文化芸術団体等の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教員等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。
- 自ら指導者を養成するほか、関係団体からの紹介、市町村の情報提供や、県が整備する人材バンク等の活用等により、生徒のニーズに応えられる人材を確保する



### 3 段階的な地域移行に向けた取組

#### <目指す姿>

生徒や保護者、地域等のニーズを把握し、それぞれの地域の実情に応じた方法により、中学生のスポーツ・文化芸術等の活動の保証と教員の働き方改革に資する取組を継続的に進めます

#### (1) 適正な運営体制の整備

##### 県の役割

- 地域クラブ活動に取り組む時間、休養日について、競技・大会志向の強い者も含め、生徒の志向や体力等の状況に応じた適切な活動時間を必要とすることから、「神奈川県为学校部活動に関する方針」に準じた活動ができるよう、関係団体への情報共有を行う。
- 各地域の実情にあった地域クラブ活動の運営ができるよう、国に財政的な支援を要望する。

##### 市町村の役割

- 関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。
- 地域クラブ活動が適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。
- 地域クラブ活動に取り組む時間について、競技・大会志向の強い者も含め、生徒の志向や体力等の状況に応じた適切な活動時間を必要とすることから、各市町村が策定する方針に準じた活動ができるよう、関係団体への情報共有を行う。
- 所管する公共のスポーツ・文化施設のほか、県内の施設の状況から学校施設についても、地域クラブが利用する場合の手続を簡便にするなど、利便性を改善する。
- 学校施設の休日の利用については、地域クラブに対して利用方法を遵守させた上で、用具保管場所の提供や教職員が鍵の受け渡し等の業務を担う必要がないような工夫をする等、利用しやすい環境づくりに努める。

##### 地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 国のガイドライン、県や市町村の方針、各競技団体や文化芸術団体等が策定する指針等を踏まえ、適切な運営が行えるよう、規約の策定、人員体制の整備等を行う。
- 活動の運営方針、年間・毎月の活動計画、活動中のトラブルや事故の対応を含む管理責任等を明確にし、関係者に対する公表を適切に行う。
- 実施する活動の内容を踏まえ、施設の規模、安全性、生徒の移動、生徒の経費負担等、総合的な観点から利用する施設を選定する。
- 施設の利用に当たり、施設の利用規程や施設管理者の指導を遵守する。
- 活動に使用する用具等の帰属を把握し、用具等が適切に管理、使用されるよう努める。

## (2) 地域クラブ活動に係る費用、保険

### 県の役割

- 地域クラブ活動に係る県立施設の使用料を国の支援を活用し、低廉な額とするなど、利用しやすい環境整備に努める。
- 生徒が安心して地域クラブ活動に参加できるよう、自分の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入することを推奨する。

### 市町村の役割

- 地域クラブ活動に係る施設の使用料を国の支援を活用し、低廉な額とするなど利用しやすい環境整備に努める。
- 経済的に困窮する家庭に対して、国の支援を活用し、地域クラブ活動への参加費用等の支援等の取組を進める。
- 参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

### 地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- 参加者の費用の負担を軽減するために、寄附を受ける仕組みづくり等、参加者の活動機会を確保できるよう対策を検討する。
- スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉、県や市町村の方針、各競技団体や文化芸術団体等が策定する指針等を踏まえ、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。
- 活動の分野・競技特性等を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入することを義務付ける。

公益財団法人スポーツ安全協会は、スポーツ庁からの要請を受け、スポーツ安全保険（文化活動を含む）について、災害共済給付制度と同程度の補償内容で、かつ賠償責任が補償に含まれるように改善を行っている。そのため国が推奨している保険制度を活用することが望ましい。



## 4 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保

### <目指す姿>

中学校で活動する生徒だけでなく、地域クラブ活動の参加者を含め、スポーツ・文化芸術等の活動に関わるすべての子どもたちが、活動の成果を発表する場である大会やコンクール等に安全に安心して参加できる機会を確保します

#### 県の役割

- 県中体連等の大会参加について、希望する地域クラブが大会に参加できるよう、参加資格の緩和など主催者と協議する。
- 文化芸術等の活動に関するコンクール等への参加について、各種・部門の特性等を踏まえ、生徒が参加できるよう主催者と協議する。
- 大会等に参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期や試合数などについて、大会主催者と連携し、生徒の体調管理を優先する。

#### 市町村の役割

- 大会等の運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。
- 外部指導者による大会等の引率について、希望する生徒が大会に参加できるよう各校に柔軟な対応を促す。
- 中学生が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担にならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請するとともに、生徒が参加する大会数の上辺の目安等を定める。

#### 地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 参加しようとする大会等の規程を十分に了知するとともに、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- 大会等の引率は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の指導者等（地域クラブ活動に従事する部活動指導員、兼職兼業の教師等を含む）が行う。
- 大会等への参加に当たり、生徒の体調管理、安全確保に努めるものとし、保護者への連絡体制を整備するとともに必要に応じて事故対応マニュアル等の策定を行う。

参考 神奈川県中学校体育連盟の取組

県中学校体育連盟では、県中学校総合体育大会等への参加資格について、次の見直しを行っている。

- ① 地域クラブ活動等の大会参加を認める。
- ② 拠点校部活動の大会参加を認める。
- ③ 地域指導者の大会への生徒引率及び監督を認める。

## IV 地域移行に向けて

- 学校部活動を巡ってはこれまでも様々な課題が指摘されてきた中、県内でも地域によっては少子化の影響は少ないものの、現在の部活動の実情を考えると、持続可能ではないという危機感が共有されつつある。
- 教員の視点に立ち、部活動を取り巻く環境を改善しつつ、将来にわたり生徒にスポーツ・文化芸術等の活動に親しむことができる機会を確保するよう取り組んでいく必要があるため、このたび、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方向性と対応策を示したところである。
- 本方針は、国のガイドラインを踏まえつつ、役割を明確にした神奈川県独自のものである。また県内各自治体や学校現場、スポーツ・文化芸術等団体、地域の実情を鑑み、公立中学校における中学校の部活動が地域へ移行していく形やタイミングについて柔軟に対応するものである。
- 現時点で考えられる方向性の大枠を示したものであり、様々な事情を抱える学校現場や地域において、部活動改革推進の選択肢を示すため、「別冊：実践事例集（以下「事例集」という）を策定した。下図は事例集に掲載されている「地域クラブ活動への移行における運営形態の類型」である。

図

類型例		運営形態
区分	運営型	
市町村運営型	地域団体・人材活用型	市区町村教委が地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施
	任意団体設立型	市区町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施
	競技団体連携型	市区町村が競技団体と連携して運営する形として実施
地域スポーツ団体等運営型	総合型地域スポーツクラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施
	体育・スポーツ協会運営型	体育・スポーツ協会が運営する形として実施
	民間スポーツ事業者運営型	民間スポーツ事業者が運営する形として実施
その他	その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部等が運営する形として実施

※詳細は事例集に記載

- 各市町村、学校、スポーツ・文化芸術等団体においては、本方針を踏まえ、事例集を参考にしつつ、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせたりして、生徒や保護者の理解を得つつ、段階的な取組を進めることが望まれる。

神奈川県公立中学校における部活動の  
地域移行に係る方針(仮称)

## 実践事例集

令和5年〇月

神奈川県教育委員会

# 目次

目次、はじめに	1
1. 部活動の地域移行の検討フロー（参考）	2
2. 地域クラブ活動への移行における運営形態の類型	3
○市町村運営型	4～6
○地域スポーツ団体等運営型	7～9
○その他	10
3. 取組事例	
○●●●教育委員会	12
○事例1 ●●●●市立 A 中学校	13
○事例2 ●●●●市立 B 中学校	14

## はじめに

### 1 事例集について

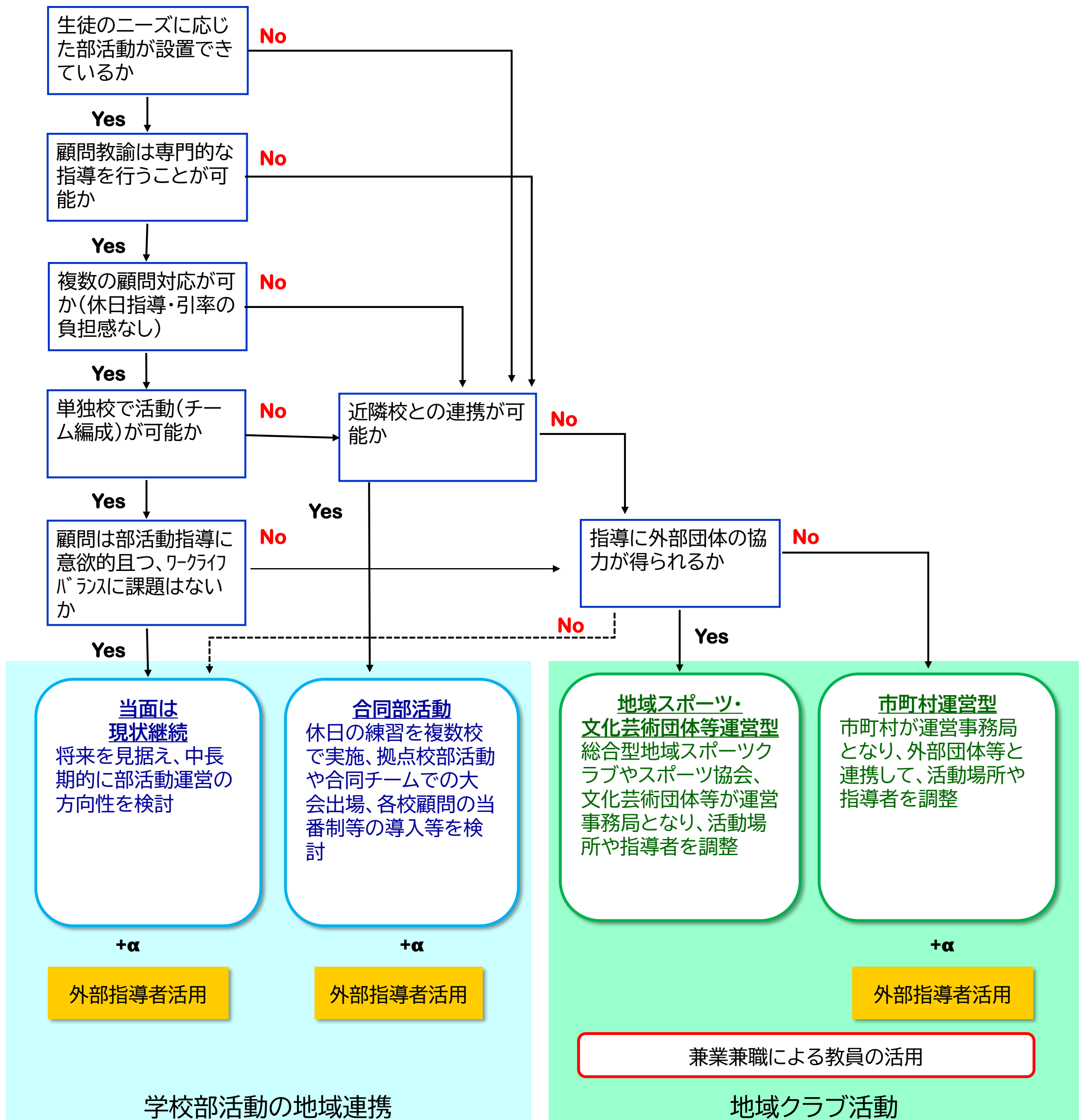
本事例集は、神奈川県内の市町村や学校、スポーツ団体、文化芸術団体等において、部活動の地域移行に向けて取り組んでいる方々やこれから取り組もうとしている方々の参考となることを目的として実践事例集を作成しました。現段階では「先行して部活動の地域移行の実践を進めている市町村の取組例」を掲載しています。今後も取組実践例を増やしていくこととしています。

実践本事例集をご活用いただくことで、子どもたちのスポーツ活動や文化芸術活動の最適化に向けた今後の取組の一助となることを願っています。

ぜひご活用ください。

# 学校部活動及び地域クラブ活動の環境整備に向けた検討フロー（参考）

- ・中学生のスポーツ・文化芸術活動を持続可能にするための環境構築に当たり、各学校における部活動の実情に応じて最適な方法を検討し、取り組んでいくことが大切です。
- ・検討に当たり、以下のフロー図を参考にしてください。



## 地域クラブ活動への移行における運営形態の種類

●国は、全国の都道府県において取り組んだ実践研究の結果を踏まえ、地域クラブへ移行する環境構築に当たり、考えられる方法を次のとおり類型化している。

類型例		運営形態
区分	運営型	
市町村運営型	地域団体・人材活用型	市区町村教委が地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施
	任意団体設立型	市区町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施
	競技団体連携型	市区町村が競技団体と連携して運営する形として実施
地域スポーツ団体等運営型	総合型地域スポーツクラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施
	体育・スポーツ協会運営型	体育・スポーツ協会が運営する形として実施
	民間スポーツ事業者運営型	民間スポーツ事業者が運営する形として実施
その他	その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部等が運営する形として実施



# 市区町村運営型

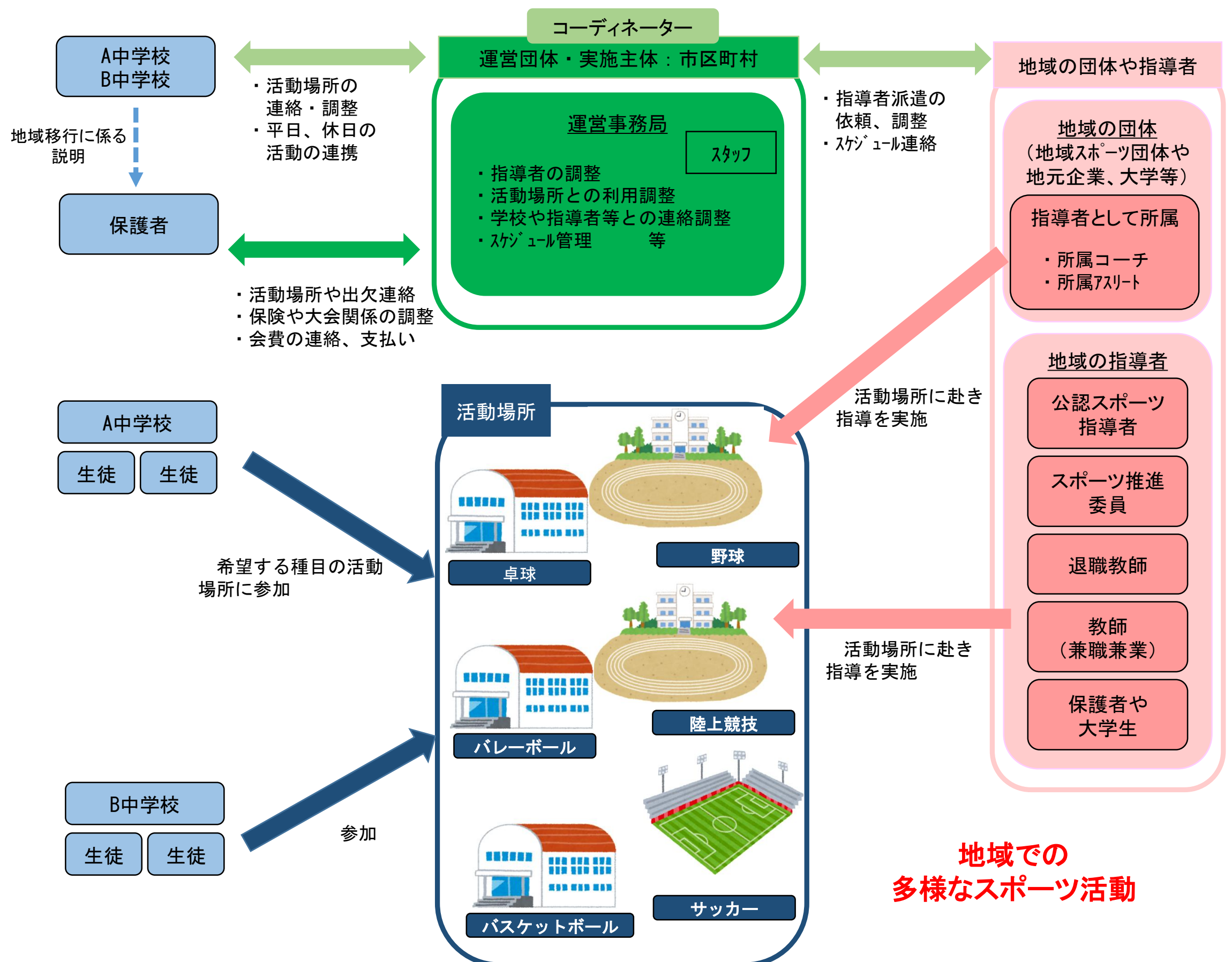
## 地域団体・人材活用型

### 市区町村が運営事務局となり、地域団体・人材と連携

・市区町村が運営事務局となり、コーディネーターが地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域のスポーツ指導者に協力を依頼するほか、学校や地域の団体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・運営事務局は、地域の団体等と連携し、例えば、地域の団体に所属するコーチやアスリートに指導の依頼を行ったり、公認スポーツ指導者、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等との地域のスポーツ指導者に依頼を行うなど、指導者等を活動場所に派遣する。

### 体制イメージ



# 市区町村運営型

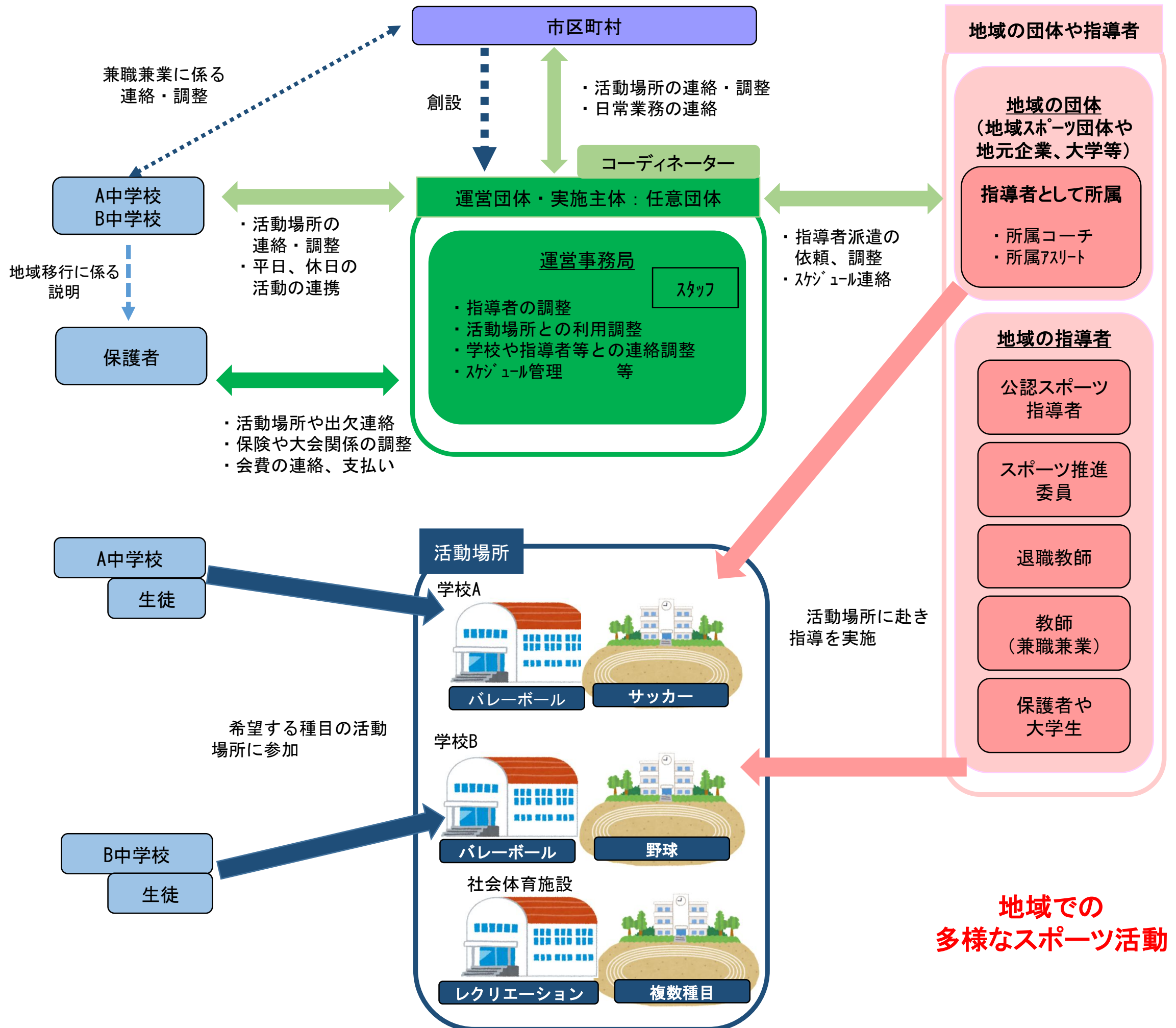
## 任意団体設立型

### 市区町村が任意団体を創設し、当該事務局が地域や中学校等と連携

・一般社団法人や協議会からなる任意団体を教育委員会が創設し、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・運営事務局は地域の指導者である。例えば、公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域スポーツ指導者に依頼を行い、指導者として派遣する。

### 体制イメージ





# 市区町村運営型

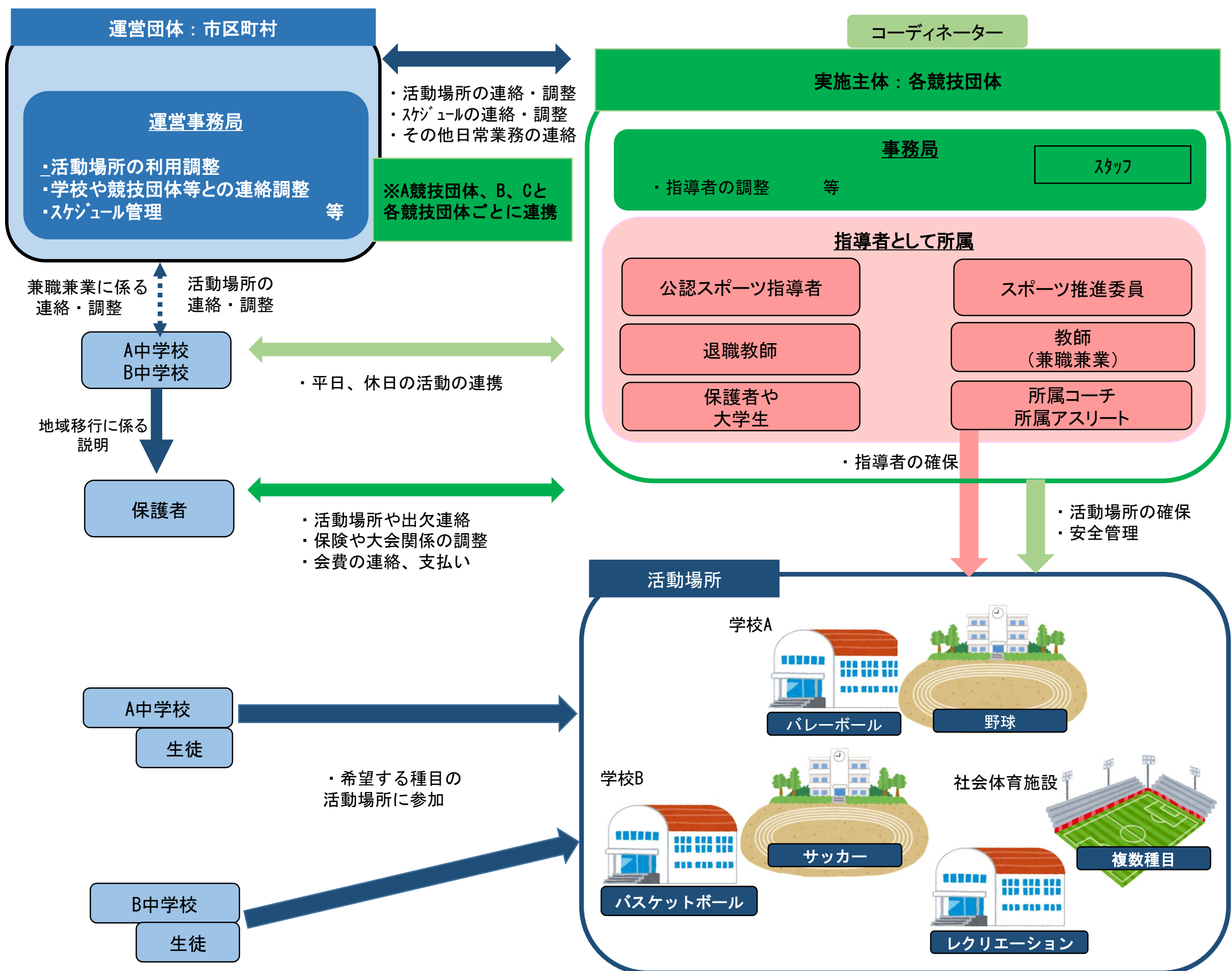
## 競技団体連携型

### 市区町村が運営事務局となり、競技団体と連携

・市区町村が運営事務局となり、コーディネーターと連携し、地域の競技団体に協力を依頼する。運営事務局が学校や競技団体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等とのスポーツ指導者が、競技団体に所属して指導を行う。

### 体制イメージ



地域での多様なスポーツ活動

# 地域スポーツ団体等運営型

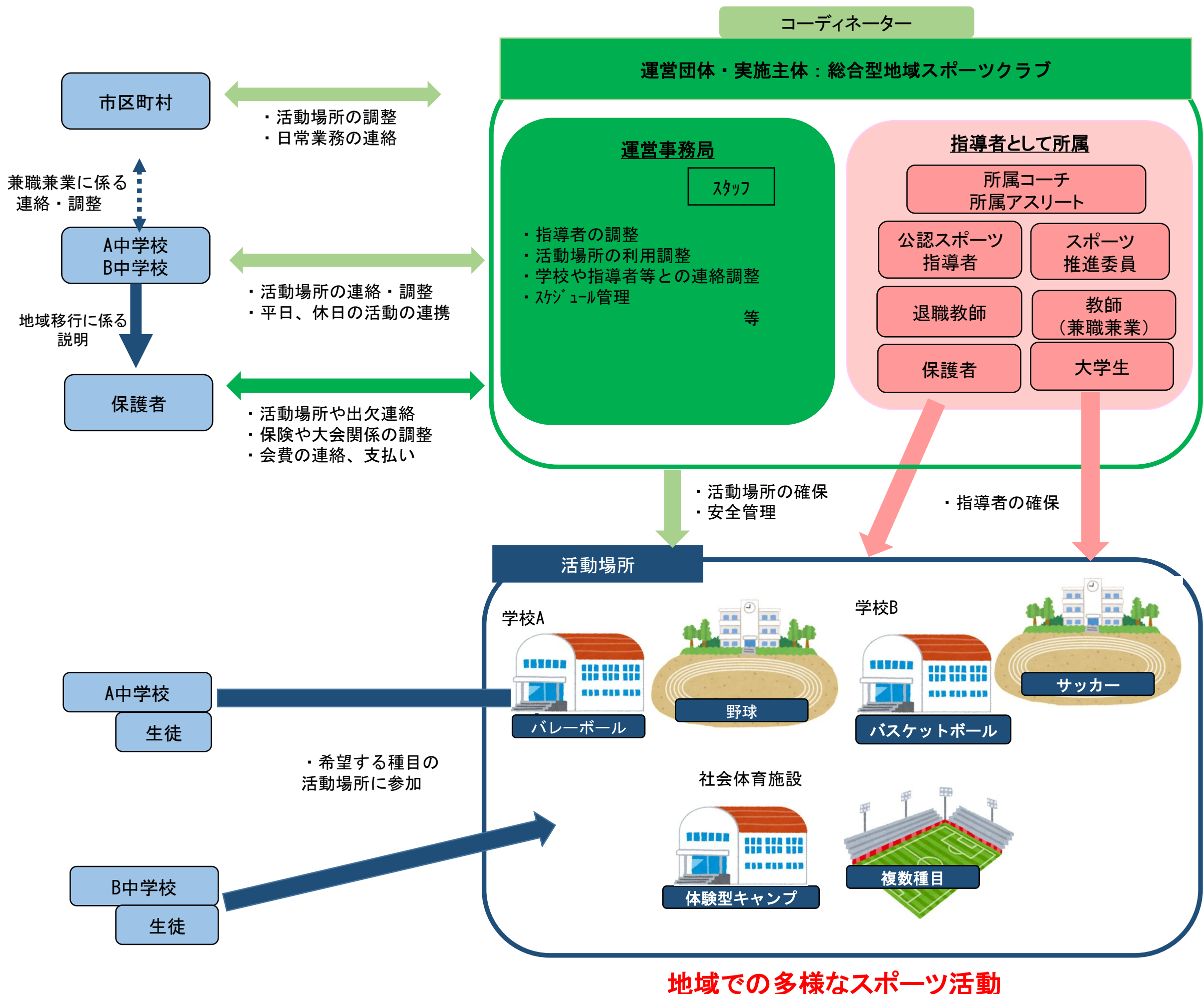
## 総合型地域スポーツクラブ運営型

総合型地域スポーツクラブが運営事務局として、地域や中学校等と連携

・市内一部地域において、総合型地域スポーツクラブが運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等とのスポーツ指導者が、総合型地域スポーツクラブに所属して指導を行う。

## 体制イメージ



# 地域スポーツ団体等運営型

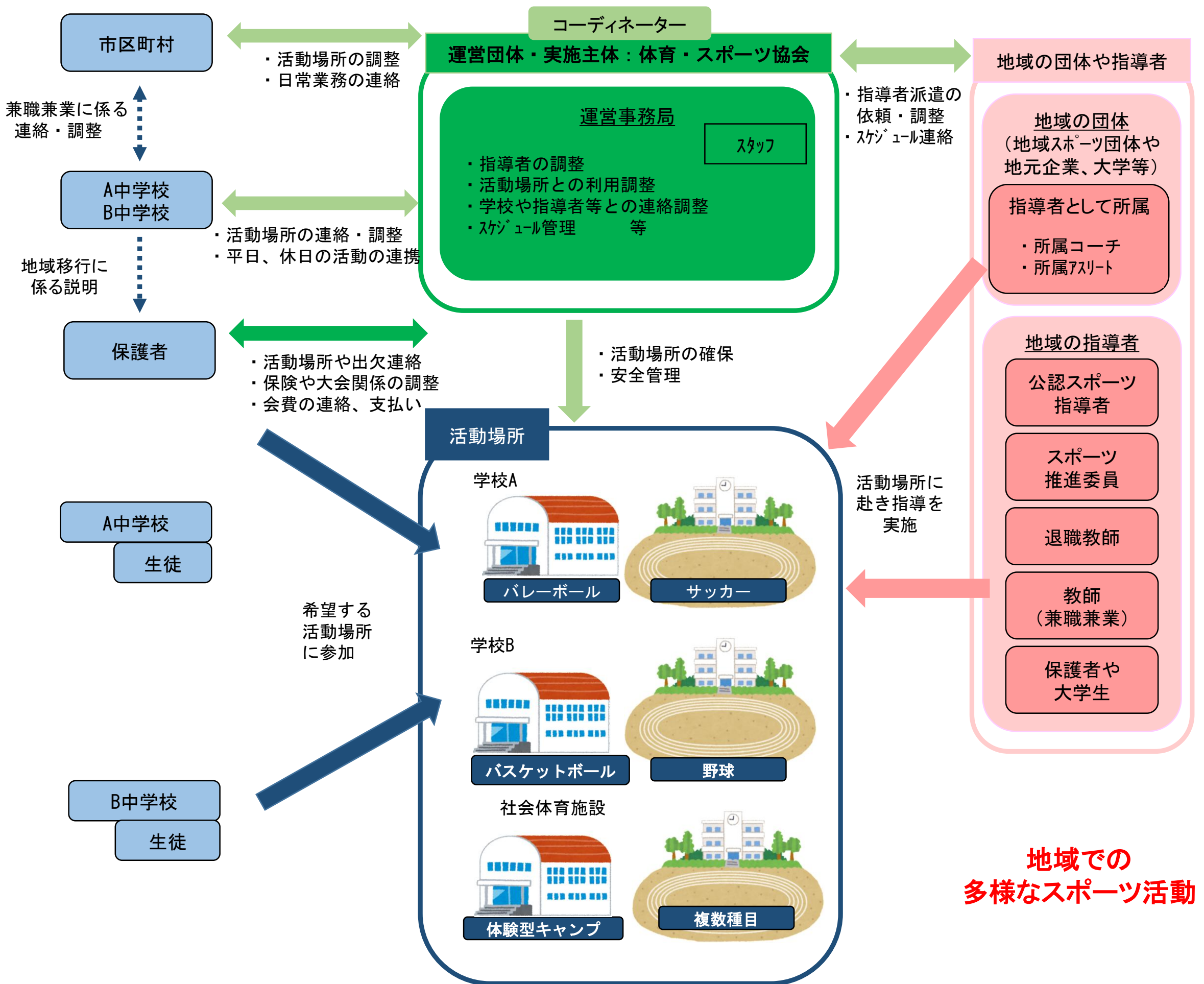
## 体育・スポーツ協会運営型

### 体育・スポーツ協会が運営事務局として、地域や中学校等と連携

・体育・スポーツ協会が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整、地域のスポーツ団体等との連絡調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・体育・スポーツ協会は、地域の指導者である。例えば、公認スポーツ指導者、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等との地域のスポーツ指導者に依頼を行い、指導者として派遣する。

### 体制イメージ





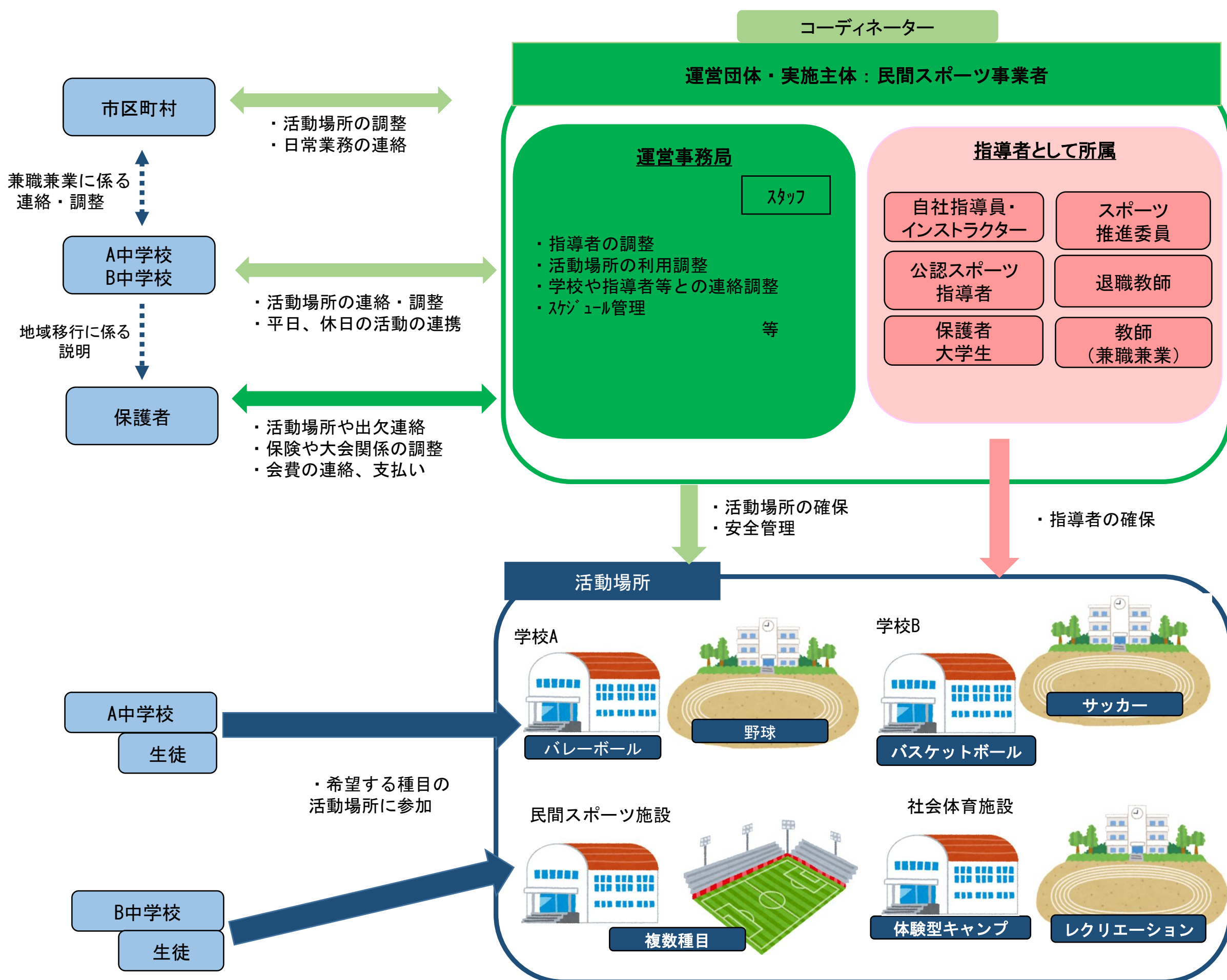
# 地域スポーツ団体等運営型

## 民間スポーツ事業者連携型

民間スポーツ事業者が運営事務局として、地域や中学校等と連携

- ・民間スポーツ事業者が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・公認スポーツ指導者やスポーツ推進委員、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等との地域のスポーツ指導者が、民間スポーツ事業者に所属して指導を行う。

## 体制イメージ



地域での多様なスポーツ活動

# その他

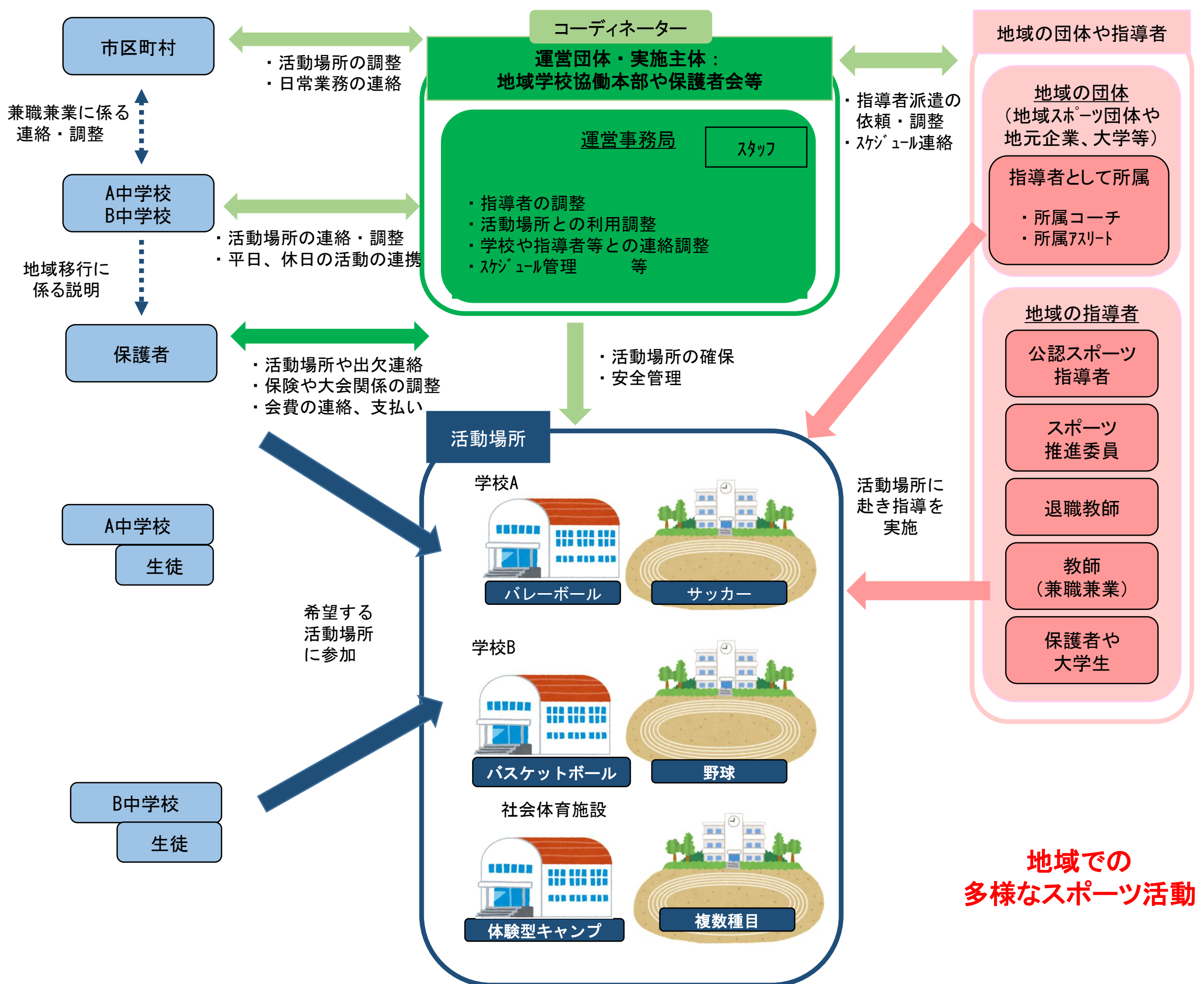
## その他の類型

### 地域学校協働本部や保護者会等を事務局として連携

・地域学校協働本部や保護者会が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整、地域のスポーツ団体等との連絡調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

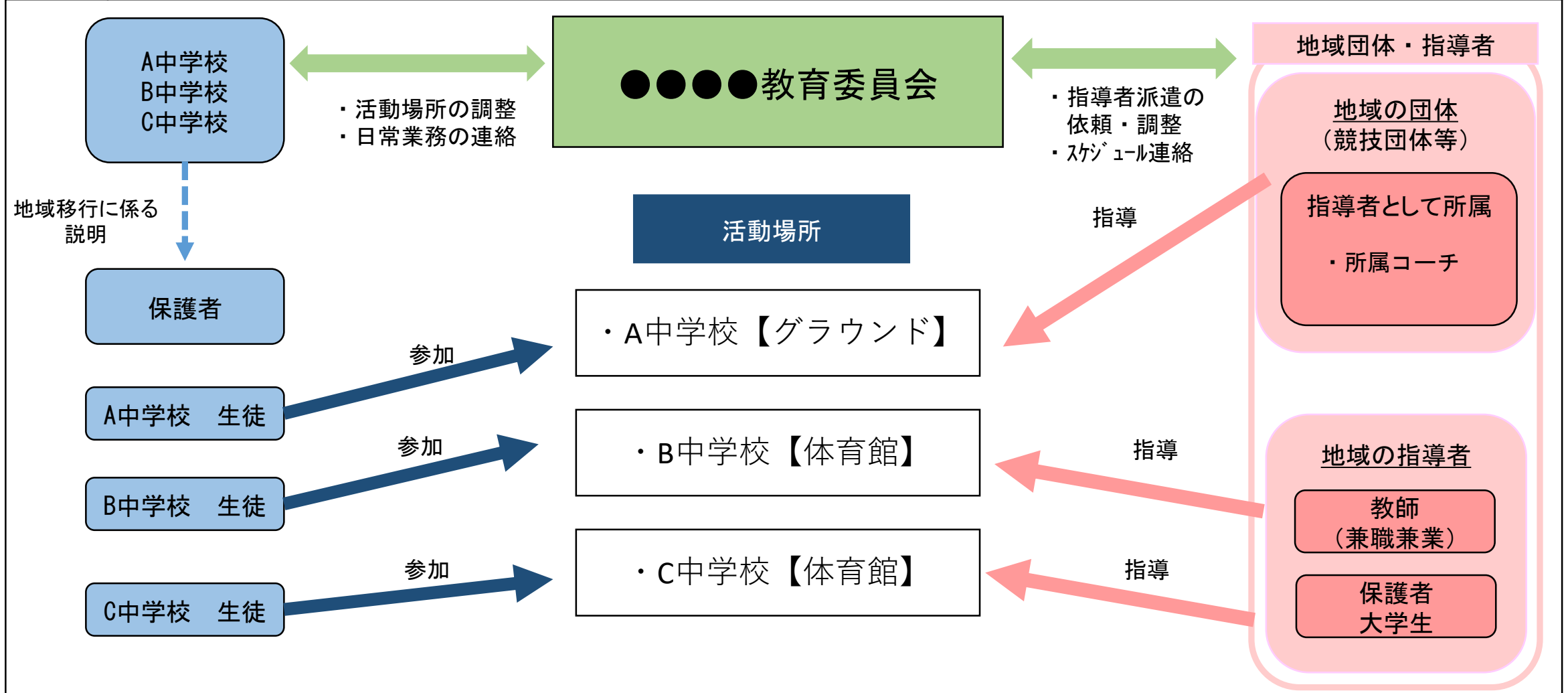
・運営事務局は、地域の指導者である。例えば、退職教師や保護者を中心に、地域の公認スポーツ指導者や大学生等の地域のスポーツ指導者に依頼し、指導者として派遣する。

### 体制イメージ



## 取組事例

### 体制



### 取組内容

学校名	地域移行する目的・現状
A 中学校	
B 中学校	
C 中学校	

### 地域移行の検討・取組のプロセス

年	月	内容
R3	4月	地域部活動における検討会発足
	6月	地域部活動準備委員会開催
	7月	地域部活動推進委員会開催 (第1回)
	9月	地域部活動開始
	2月	地域部活動推進委員会開催 (第2回)
R4	4月	令和4年度方針の確認 (校長会、各学校、各競技団体との顔合わせ) 事業説明会開催、第1回地域部活動検討会議開催
	5月	指導者向け研修会開催①、地域部活動開始、
	6月	保護者、生徒、教職員アンケート実施
	7月	第2回検討会議開催
	10月	指導者向け研修会②
	12月	兼職兼業に関する説明会
	3月	第3回検討会開催

# 事例Ⅰ

地域団体・人材活用型

# 市立 A 中学校

【リード文】 取組の概要を文章で記載

〇〇〇〇教育委員会が主体となり、バドミントン協会と連携し、指導者を派遣している。顧問が従事しなくても活動できるように活動機会を確保している。

運営団体	〇〇〇〇教育委員会		
種目	バドミントン部		
活動日	土曜・日曜・祝日	活動時間	3時間程度
活動場所	A中学校 体育館 他		
指導者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 〇〇〇〇市バドミントン協会指導者 ●名</li> <li>・ 兼職兼業の教職員 ●名</li> </ul>		
謝金単価	1人あたり ●●●●円/時間		
参加費・金額	参加費なし		
保険	個人負担 ●●●●円/年額		
生徒の主な交通手段	・ 徒歩		
その他			
成果			
課題			

活動の写真

活動の写真

活動の写真



## 事例2

地域団体・人材活用型

# ○○○○町立 B 中学校

【リード文】 取組の概要を文章で記載

地域と学校が連携した「○○○○町コミュニティクラブ」を設立し、地域人材を活用し、生徒が活動できる場を作る

運営団体	○○○○町コミュニティクラブ		
種目	吹奏楽部		
活動日	土曜・日曜・祝日	活動時間	3時間程度
活動場所	B中学校 音楽室 他		
指導者	・ B中学校OB ●名 ・ 兼職兼業の教職員 ●名	・ △△大学 学生 ●名 ・ 保護者の会 ●名	
謝金単価	1人あたり ●●●円/時間		
参加費・金額	参加費なし		
保険	個人負担 ●●●円/年額		
生徒の主な交通手段	・ 徒歩		
その他			
成果			
課題			

活動の写真

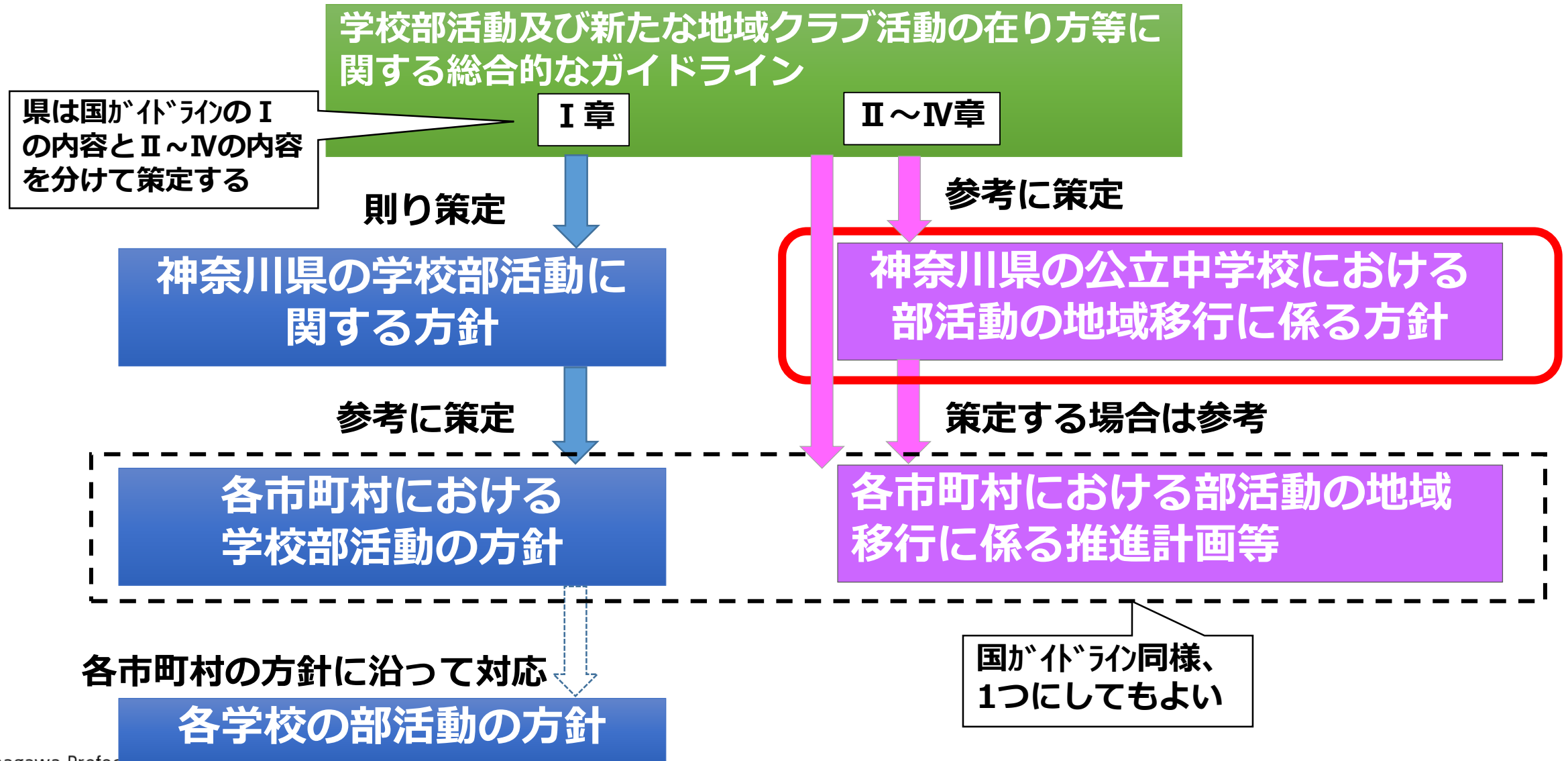
活動の写真

活動の写真



# 部活動の地域移行に係る本県の方針 の策定に向けた考え方

# 国ガイドラインと県、市町村等の方針との関係

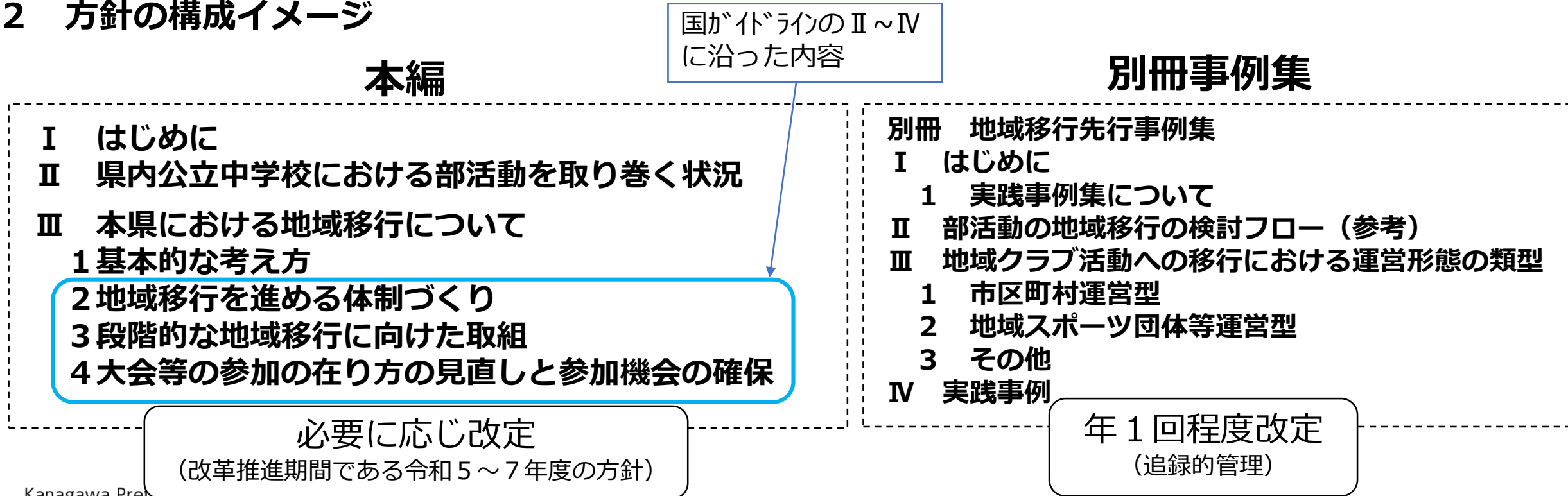


# 部活動の地域移行に係る本県の方針について

## 1 方針の構成（案）

- 本県の公立中学校における部活動の現状・動向を明らかにする中で、国が示したガイドラインの「Ⅱ新たな地域クラブ活動」、「Ⅲ学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」、「Ⅳ大会等の在り方の見直し」の3つの柱に沿い、本県のスポーツ及び文化芸術等に寄与する地域団体等の活動を反映した方針とする。
- 市町村で実施される先行的な取組を紹介し、他の地域での取組の参考となるよう、追録的に整理し、適宜方針を改定していく。

## 2 方針の構成イメージ



# 方針の性格について

- 本方針は、国のガイドラインに則り、学校部活動が生徒にとって、望ましいスポーツ・文化芸術等の活動環境となるよう、その整備に向けた当面の間の考え方や対応の方向性を示すものである。
- この方針は、当面、国が示した令和5年度から令和7年度までの3年間の改革推進期間を対象とする。
- 本方針について、改革推進期間における取組の進捗状況等を勘定し、適宜必要な見直しを行うこととする。

## 方針の対象

本方針は、公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。

# 国ガイドラインと県の方針(案)の内容の整理

## II 新たな地域クラブ活動

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・困窮家庭への支援

## III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

- ・休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・市区町村が運営団体となる体制や、地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間とし、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

## IV 大会等の在り方の見直し

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し(開催回数 of 精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等)

県、市町村、地域クラブ活動運営団体・実施主体それぞれの役割が明確になるよう書き分ける

## 2 地域移行を進める体制づくり

- 協議会などの検討体制の整備
  - ・部活動の地域移行に係る方針の策定
  - ・先行事例や県内各地域の状況を共有することのできる情報共有の場の開催
  - ・各競技種目の指導者の養成・派遣、活動プログラムの提供などによる地域スポーツ・文化芸術等の環境の整備への参画
- 指導者の確保
  - ・市町村の枠を越えた広域的な人材バンク等の整備
  - ・意欲ある教師等の兼職兼業に係る規定や運用の改善
  - ・指導者の資質向上の取組
  - ・様々な関係者からの指導人材の発掘、確保

## 3 段階的な地域移行に向けた取組

- 適正な運営体制の整備
  - ・「神奈川県为学校部活動に関する方針」の周知
  - ・地域クラブ活動の運営団体等の整備充実を支援
  - ・スポーツ・文化施設等を地域クラブが利用する場合の利便性を改善
  - ・安全性や経費負担等、総合的な観点からの活動場所の選定
- クラブ活動に係る費用、保険
  - ・低廉な会費設定、寄付の仕組みづくり、適切な会計処理
  - ・経済的困窮家庭への支援
  - ・怪我等を保証する保険加入への加入

## 4 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保

- ・地域クラブ活動の会員等が大会に参加可能となる参加資格の緩和
- ・外部指導者による大会引率
- ・全国大会の在り方の見直し(開催回数 of 精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等)

# 基本的な考え方について

- これまでに培ってきた学校部活動の意義を継承しながらも、子どもたちが生涯にわたりスポーツや文化芸術活動等に親しむことができるよう、**持続可能な活動ができる環境を整備**していく。また、部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、**休日に教師が、部活動の指導に携わる必要がない環境の構築を目指す**。
- 教育委員会やスポーツ・文化関係団体、保護者、民間企業等の連携・協力のもと、**まずは公立中学校の休日の部活動**について、**部活動指導員や外部指導者の活用等による地域連携や地域クラブ活動への移行を進める**。
- 地域ごとに部活動指導の人材や施設等の地域資源、生徒規模等の実情や課題は様々であることから、**各地域の実情に応じ、多様な手法の中からそれぞれの地域に適した方法を選択し、できるところから取組を進める**。
- 県は、**積極的に取り組む市町村の先行事例を他の市町村にも波及**させることで、県全体の地域移行を推進する。

中学生の活動保証と教員の働き方改革を両輪で進める

まずは休日の部活動を地域に移行

できるところが、できることから始める

各市町村は、先行事例を参考に取組を進める



# 地域移行を進める体制づくり

## 目指す姿

すべての公立中学校の生徒が、持続的にスポーツや文化芸術等の活動を行うことができるよう、地域の新たな環境の整備を目指します

### 県の役割

- 協議会などの検討体制の整備
  - ・部活動の地域移行に係る方針の策定
  - ・先行事例や県内各地域の状況を共有することのできる情報共有の場の開催
- 指導者の確保
  - ・市町村の枠を越えた広域的な人材バンク等の整備
  - ・地域クラブ指導者を対象とした研修を実施

### 市町村の役割

- 協議会などの検討体制の整備
  - ・協議会の設置、ニーズ等の把握、協議の公開
  - ・国のガイドラインや県の方針を参考とした方針等の策定
- 指導者の確保
  - ・意欲ある教師等の兼職兼業に係る規定や運用の改善
  - ・指導者の資質向上の取組
  - ・様々な関係者からの指導人材の発掘

### 地域クラブ活動運営団体 ・実施主体の役割

- 協議会などの検討体制の整備
  - ・各競技種目の指導者の養成・派遣、活動プログラムの提供などによる地域スポーツ・文化芸術等の環境の整備への参画
  - ・県・市町村が開催する協議会等に参加、連携体制の構築
- 指導者の確保
  - ・指導者を養成
  - ・関係団体等からの情報提供により人材バンク等の活用等により、生徒のニーズに応えられる人材を確保



# 段階的な地域移行に向けた取組

## 目指す姿

生徒や保護者、地域等のニーズを把握し、それぞれの地域の実情に応じた方法により、中学生のスポーツ・文化芸術等の活動の保証と教員の働き方改革に資する取組を継続的に進めます

### 県の役割

- 適正な運営体制の整備
  - 「神奈川県和学校部活動に関する方針」に準じた活動ができるよう、関係団体への情報共有を実施
  - 国に財政的な支援を要望
- 地域クラブ活動に係る費用、保険
  - 県立施設の使用料を国の支援を活用して利用しやすくする
  - 自分の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を推奨

### 市町村の役割

- 適正な運営体制の整備
  - 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実支援、取組状況把握と指導助言
  - 各市町村の方針等を関係団体へ情報共有
  - 所管公共スポーツ・文化施設、学校施設等に係る地域クラブ利用時の利便性を改善
  - 用具保管場所の提供や利用しやすい環境づくり
- 地域クラブ活動に係る費用、保険
  - 施設使用料を国の支援を活用して利用しやすくする
  - 経済困窮家庭への支援
  - 自分の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を促進

### 地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 国、県、市町村の方針、各競技団体や文化芸術団体等が策定する指針等を踏まえた規約の策定、人員体制の整備等
  - 活動の運営方針、年間・毎月の活動計画、活動中のトラブルや事故の対応を含む管理責任等の明示
  - 安全性や経費負担等、総合的な観点からの活動場所の選定
  - 施設の利用規程や施設管理者の指導の遵守
  - 用具等の適切な管理、使用
- 地域クラブ活動に係る費用、保険
    - 可能な限り低廉な会費を設定
    - 寄付を受ける仕組みづくり
    - 公正かつ適切な会計処理と組織運営の透明性を確保するための情報開示の実施
    - 自分の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付け

# 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保

中学校で活動する生徒だけでなく、地域クラブ活動の参加者を含め、スポーツ・文化芸術等の活動に関わるすべての子どもたちが、活動の成果を発表する場である大会やコンクール等に安全に安心して参加できる機会を確保します

## 目指す姿

### 県の役割

- 地域クラブ活動の会員等が大会に参加可能となる参加資格の緩和を主催者と協議
- 大会等の開催時期や試合数などについて、大会主催者と連携し、生徒の体調管理を優先

### 市町村の役割

- 大会等の運営に従事する教員等のサービス上の扱いの明確化や適切なサービス監督
- 外部指導者による大会等の引率について、希望する生徒が大会に参加できるよう各学校での柔軟な対応
- 生徒や指導者の過度な負担にならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請、生徒が参加する大会数の上辺の目安等を定める。

### 地域クラブ活動運営団体 ・実施主体の役割

- 参加する大会等の規程を十分に了知、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないよう参加する大会等を精査
- 大会への引率
- 生徒の体調管理、安全確保に努め、保護者への連絡体制を整備、必要に応じて事故対応マニュアル等を策定